

## 第3章 国・県の情報化の取組

### 1 国の情報化の取組

#### (1) 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

国のIT戦略は、平成25年から平成28年まで「世界最先端IT国家創造宣言」に基づき推進されてきました。

しかし、急速な「モノのインターネット（IoT: Internet of Things）」、「人工知能（AI: Artificial Intelligence）」及び「ビッグデータ」の進展により、社会にこれまでにない変革をもたらしつつある状況から、国は平成28年12月に「官民データ活用推進基本法」を制定しました。

次いで「官民データ活用推進基本計画」との一体化を図り、平成29年5月に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定され、平成30年6月の閣議決定により、その名称を「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に改め、その後の国の情報化に関する推進計画としました。

この計画では、「世界最先端デジタル国家」の創造に向け、政府自らがデジタル技術を徹底的に活用した行政サービスの改革を断行することを起点に、地方公共団体や民間部門における「ITを活用した社会システムの抜本改革」を断行し、サイバーセキュリティの確保を図りつつ、ITを最大限活用した簡素で効率的な社会システムを構築（我が国が目指すべき未来社会の姿として第5期科学技術基本計画が提唱するSociety 5.0<sup>\*</sup>）し、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会の実現を目指しています。

#### ※Society 5.0で実現する社会

これまでの情報社会（Society 4.0）では知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分であるという問題がありました。人が行う能力に限界があるため、あふれる情報から必要な情報を見つけて分析する作業が負担であったり、年齢や障がい等による労働や行動範囲に制約がありました。また、少子高齢化や地方の過疎化等の課題に対して様々な制約があり、十分に対応することが困難でした。

Society 5.0で実現する社会は、IoTですべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車等の技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差等の課題が克服されます。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人一人が快適で活躍できる社会となります。



(出典)「内閣府ホームページ」: [https://www8.cao.go.jp/cstp/society5\\_0/index.html](https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html)

「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」 重点取組

- ◇ デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行
- ◇ 地方のデジタル改革
- ◇ 民間部門のデジタル改革
- ◇ 世界を先導する分野横断型「デジタル改革プロジェクト」
- ◇ 基盤技術、人材育成、体制拡充・機能強化

さらに、「官民データ活用推進基本計画」では、我が国が集中的に対応すべき諸課題に対し、官民データ利活用の推進を図ることで、その解決が期待される8つの分野を重点分野として指定し、総合的かつ効果的に施策を推進するとしています。

「官民データ活用推進基本計画」 重点分野

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| ◇ 電子行政分野     | ◇ 農林水産分野        |
| ◇ 健康・医療・介護分野 | ◇ ものづくり分野       |
| ◇ 観光分野       | ◇ インフラ・防災・減災等分野 |
| ◇ 金融分野       | ◇ 移動分野          |

## (2)「電子政府」から「デジタル・ガバメント」へ

政府は、平成15年7月に「電子政府構築計画」(平成16年6月一部改訂)を閣議決定し、平成18年8月に「電子政府推進計画」(平成19年8月及び平成20年12月一部改訂)を策定する等して、「電子政府」という名称のもと、行政内部事務の効率化や各手続きのインターフェースのオンライン化等に取り組んできました。

また、政府CIO設置以降、府省庁の壁を越えた取組や地方公共団体まで含めた取組を着実に進めてきました。こうした取組をさらに拡大し、政府・地方・民間すべてを通じたデータの連携やサービスの融合を実現し、世界に先駆けた「デジタル・ガバメント」の実現を目指し、平成30年1月には、電子行政の関係閣僚で構成する「eガバメント閣僚会議」を開催し、各種手続きのオンライン化の徹底やワンストップサービス等の計画を盛り込んだ「デジタル・ガバメント実行計画」を決定し、公表しました。この計画は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の重点分野の1つである電子行政分野を深掘りし、詳細化した計画となっています。

### 行政サービスの100%デジタル化の推進

業務改革(BPR)を徹底する過程で制度・法令を見直し、書面への押印や対面による本人確認手法等のあり方を再整理するとしています。また、マイナンバー制度等を活用しつつ、行政手続きにおける添付書類の撤廃や手続きのオンライン化、民間サービスを含めた複数の手続き・サービスのワンストップ化の実現を目指し、政府一体となった取組を推進するとしています。

### 行政保有データの100%オープン化の推進

オープンデータを前提とした業務・システム的设计・運用を推進するとともに、民間事業者等との直接対話を通じた民間ニーズの把握と、これに対応したオープン化の加速を目指すとしています。さらに、支障のあるデータ項目を除いて公開したり、限定的な関係者間で共有したりする「限定公開」といった手法の活用も検討するとしています。また、行政保有データの棚卸リストを公開することで、潜在的な公開ニーズを掘り起こし、オープンデータの取組を深化させるとし、今後オープンデータの取組が加速・拡大していくと予想されます。

### デジタル革命の基盤整理の推進

多様なサービスやデータをスムーズに連携させ、高度かつ便利なサービスを実現するため、連携データやAPIの仕様を標準化し、デジタル革命・データ連携に取組む上の基本ルールを構築するとしています。具体的には、語彙やコード、文字等の標準化であり、標準化されたデータを積極的にオープンデータとして公開することで、官民を通じた幅広いデータの連携やサービスの向上も期待されます。

## クラウド利用の促進

「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」を策定し、投資対効果やサービスレベルの向上、サイバーセキュリティへの対応強化を図るため、政府情報システムの新規開発又は次期の更改、若しくは大幅な改修時期を見据えつつ、システム方式として、クラウドの活用を推進するとしています。

## AI・RPA等による業務効率化の推進

本格的な人口減少社会となる2040年頃を見据え、希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向けるため、自治体の業務のあり方そのものを刷新することが必要とされ、窓口業務等に限定せず、自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いつつ、ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築するとしています。

## (3) マイナンバーカードの普及と活用の推進

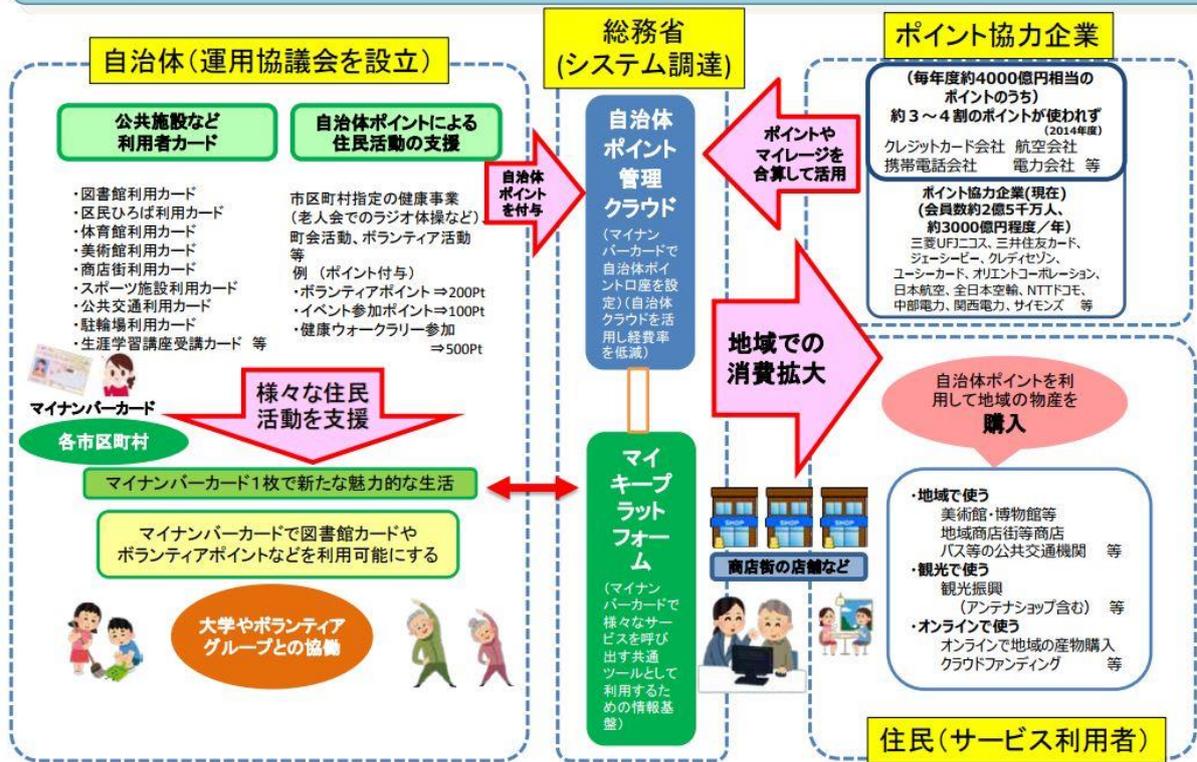
前記「(2)「電子政府」から「デジタル・ガバメント」へ」内、「① 行政サービスの100%デジタル化の推進」で述べたように、国は行政サービスの100%デジタル化の実現に向けマイナンバーカードの更なる普及・活用拡大を推進しています。

平成28年1月のマイナンバー利用開始以降、マイキープラットフォームやマイナポータルといった国民の利便性向上とカード普及に資するための様々な施策を展開しています。

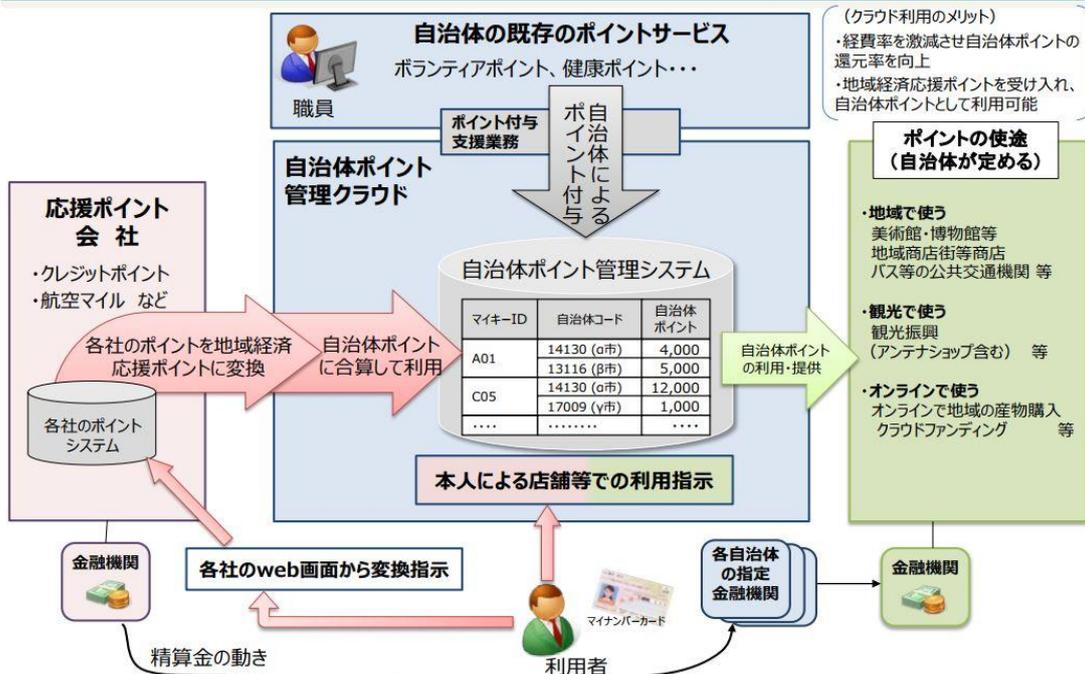
### ① マイキープラットフォームの推進

総務省では、平成29年9月25日より、マイナンバーカードの更なる普及・活用拡大を目指し、マイナンバーカードを利用して公共施設の利用カードを1枚にまとめたり、クレジットカード会社や航空会社・電力会社等のポイントやマイルを「地域経済応援ポイント」に変換して、地域の美術館や商店街等で利用できるサービス「マイキープラットフォーム」や、クレジットカード会社や航空会社、電力会社等のポイントやマイルをまとめて「地域経済応援ポイント」に交換したり、「自治体ポイント」をまとめることが出来る「自治体ポイントナビ」を開設しています。

## 住民、ポイント協力企業、地方自治体、国の役割（マイキープラットフォーム構想）



## 複数の自治体ポイントが設定可能（自治体ポイント管理クラウドの利用イメージ）



## マイナポータルへの推進

平成27年10月からはマイナンバーの通知、平成28年1月からはマイナンバーの利用が開始されています。マイナンバーは、国及び地方公共団体が社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

マイナンバー制度の導入のポイントは、次のとおりです。

### ■国民の利便性の向上

これまで、市区町村役場、税務署、社会保険事務所など複数の機関を回って書類を入手し、提出するということがありました。マイナンバー制度の導入後は、社会保障・税関係の申請時に、課税証明書などの添付書類が削減されるなど、面倒な手続きが簡単になります。また、本人や家族が受けられるサービスの情報のお知らせを受け取ることも可能になる予定です。

### ■行政の効率化

マイナンバー制度の導入後は、国や地方公共団体等での手続きで、個人番号の提示、申請書への記載などが求められます。国や地方公共団体間で情報連携が始まると、これまで相当な時間がかかっていた情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減され、手続きが正確でスムーズになります。

### ■公平・公正な社会の実現

国民の所得状況等が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらに本当に困っている方へのきめ細かな支援が可能になります。

(出典)「総務省マイナンバーホームページ」[www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/O1.html](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/O1.html)

また、平成29年に情報提供等記録開示システム（マイナポータル）が本格運用されました。マイナポータルは国が運営するウェブサイトで、自宅のパソコン等からアクセスできます。自分のマイナンバーがいつ、どのように行政機関に利用されたかを確認したり、行政機関からのお知らせを受け取ったりできるように、整備が進められています。

例えば、各種社会保険料の支払金額や確定申告等を行う際に参考となる情報の入手等が行えるようになる予定です。また、引越等の際に必要な手続きの官民横断的なワンストップ化や納税等の決済をキャッシュレスで電子的に行うサービスも検討されています。

なお、マイナポータルを利用する際は、なりすましの防止等、情報セキュリティに十分に配慮する必要があることから、マイナンバーカードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書によりログインすることとしています。



## 2 県の情報化の取組

少子高齢化の進行と社会経済のグローバル化、情報通信技術の劇的な進捗等、大きな時代の転換期に差し掛かる中、県は、平成30年11月に、未来に希望の持てる「新しい茨城づくり」を推進していくための県政運営の指針となる「茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」を策定しました。基本理念に「活力があり、県民が日本一幸せな県」を掲げ、その実現に向けて4つのチャレンジを推進するとしています。

この計画は「官民データ活用推進基本法」第9条に基づく茨城県の都道府県官民データ活用推進基本計画としても位置付けられており、施策展開においては、オープンデータの推進やデジタルデバイドの解消、住民サービス向上のための行政手続きのデジタル化の推進をはじめ、様々な分野においてICTの活用が盛り込まれています。



(出典)「茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」